

令和2年4月1日から 施設使用料などが変わります

行政管理課行政管理係 ☎ 0824-73-1112

令和元年10月1日に消費税および地方消費税の税率が10%に改定されたことに伴い、市の施設使用料などの改定を行います。改定後の使用料などの適用は令和2年4月1日からとなります。ご理解とご協力をお願いします。

▼改定後の新料金について

平成26年4月の消費税率引上げ（5%→8%）の際に、翌年10月から10%への改正が予定されていたことから、頻繁な料金変更による市民生活への影響を考慮し、施設使用料などについては消費税引き上げ相当額の負担を見送っているため、今回の改定は次のとおりとなります。

負担する消費税率

現行の使用料などに消費税率5%が含まれるため、現在の消費税率10%との差の5%とします。（端数処理：10円単位未満切り捨てを原則とします。）

現行の使用料などの金額 ÷ 1.05 × 1.10 = **令和2年4月1日以降の使用料などの金額**

例) 500円 ÷ 1.05 × 1.10 ⇒ 520円

主な施設等	担当課	電話番号
住民告知端末使用料	行政管理課	73-1159
行政財産使用料	管財課	73-1203
福祉集会所、総領高齢者活動センター	高齢者福祉課	73-1165
ふれあいセンター、斎場（施設使用）、市営バス料金	市民生活課	73-1154
保健福祉センター、リフレッシュハウス東城、神之瀬の湯（高野）、あけぼの荘（比和）、公設診療所（診断書など）	保健医療課	73-1155
自治振興センター、自治振興会館、根木田会館	自治定住課	73-1209
農村集会所施設、農業振興施設、畜産振興施設（堆肥センター）、里山総領農業支援センター（利用料金）	農業振興課	73-1131
まちなか交流施設（紅梅通り三軒茶屋、えびすなど）、楽笑座	商工林業課	73-1178
交流拠点施設、帝釈峡まほろばの里、ほたる見公園、高野山村交流施設、ひば道後山高原荘、鮎の里公園、かさべるで、田総の里スポーツ公園	観光振興課	73-1179
指定ごみ袋販売代金、廃棄物処理手数料	環境政策課	72-1398
上野総合公園、大胡児童公園、中央児童公園、庄原北公園、東城中央運動公園	都市整備課	73-1172
庄原市民会館、東城文化ホール、田園文化センター、博物館（入館料）、生涯学習施設（コミュニティセンターなど） 総合運動公園、体育館、屋外・屋内体育施設（スポーツ広場など）、水泳プール、西城温水プール、道後山高原合宿センター、高野宿泊研修施設、ふるさとセンター田総	生涯学習課	73-1188